

太田市豚熱（CSF）ワクチン接種事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、豚熱（CSF）の発生を予防し、畜産経営の維持及び安定を図ることを目的に、市内の組織団体（以下「組織団体」という。）が行う豚熱（CSF）ワクチン接種事業に要する経費の一部に対し太田市豚熱（CSF）ワクチン接種事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業）

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、豚熱（CSF）ワクチン接種事業で、市内で飼養されているワクチン接種対象豚に対してされるものとする。

（補助金の額）

第3条 補助金の額は、家畜防疫員による豚熱（CSF）ワクチンの接種の場合にあっては、前条に規定する豚1頭当たり290円に3分の1を乗じて得た額（10円未満の端数は、これを切り捨てる。）以内の額、知事認定獣医師及び登録飼養衛生管理者による豚熱（CSF）ワクチンの接種の場合にあっては、同条に規定する豚1頭当たり100円に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、養豚農家1戸当たり10万円を限度とする。

2 補助金は、予算の範囲内で交付する。

（書類の整備等）

第4条 補助金の交付を受けた組織団体は、補助対象事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、当該補助対象事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しておかなければならない。

（その他）

第5条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付を受けた組織団体については、第4条の規定は、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年2月1日から施行し、改正後の第3条第1項の規定は、令和3年6月28日から適用する。

(経過措置)

- 2 令和3年6月28日前にCSF（豚熱）ワクチンを接種した第2条に規定する豚に係る太田市CSF（豚熱）ワクチン接種事業費補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行し、改正後の第2条及び第3条第1項の規定は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、同年3月31日から施行する。